

規 則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則及び知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十九号

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成七年福島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

<p>六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付</p>	<p>一枚につき七十円</p>
---	-----------------

様式第四号中「第28条」を「第29条」に、「第7条の3」を「第7条の4」に改める。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福島県知事

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
開示の場所	
開示の方法	
担当課（所）	電話番号（ ） -
備考	

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定は、平成二十九年五月三十日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている改正前の知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、改正後の知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。

(文書法務課)

福島県規則第三十号

知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県規則第百六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付	一枚につき七十円
---	----------

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日
 号

様

福島県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課（所）	電話番号（ ） —
備考	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県企業局

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 3月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第3号

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成7年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の項を同表8の項とし、同表6の項中「1から5まで」を「1から6まで」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6 光ディスク（日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複製した物の交付	1枚につき70円
--	----------

様式第4号中「第28条」を「第29条」に、「第7条の3」を「第7条の4」に改める。
様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福島県知事

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課（所）	電話番号（ ） -
備考	

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定は、平成29年5月30日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている改正前の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程様式第4号による自己情報利用停止請求書は、改正後の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程様式第4号による自己情報利用停止請求書とみなす。

(経営・販売課)

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第4号**福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程**

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程(平成12年福島県企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の7の項を同表8の項とし、同表6の項中「1から5まで」を「1から6まで」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)に複写した物の交付	1枚につき70円
--	----------

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福島県知事 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課（所）	電話番号（ ） —
備考	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経 営 ・ 販 売 課)

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月24日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の項を同表8の項とし、同表6の項中「1から5まで」を「1から6まで」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6 光ディスク（日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複製した物の交付	1枚につき70円
--	----------

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県病院事業管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担 当 課 (病院又は診療所)	電話番号 () -
備 考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県病院事業管理者に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県病院事業管理者となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（病院又は診療所）へ連絡してください。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月24日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第2号**福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程**

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の項を同表8の項とし、同表6の項中「1から5まで」を「1から6まで」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6 光ディスク（日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複製した物の交付	1枚につき70円
--	----------

様式第4号中「第28条」を「第29条」に、「第7条の3」を「第7条の4」に改める。
様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県病院事業管理者

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担 当 課 (病院又は診療所)	電話番号 () -
備 考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県病院事業管理者に審査請求をすることができま
す（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経
過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算し
て6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、
福島県病院事業管理者となります。）提起しなければなりません（なお、そ
の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分
の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分に
ついて1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しな
ければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起
算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくな
ります。）。

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委
任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、
旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（病院又は診
療所）へ連絡してください。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定は、平成29年5月30日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている改正前の福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程様式第4号による自己情報利用停止請求書は、改正後の福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程様式第4号による自己情報利用停止請求書とみなす。

(病院経営課)

福島県議会

福島県議会告示第一号

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県議会議長 杉山 純一

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程(平成十三年福島県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク(日本工業規格X〇六〇六及びX六二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。)に複 写した物の交付	一枚につき七十円
--	----------

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島県議会議長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県議会情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県議会議長に審査請求をすることができます。（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県議会議長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。

附 則
この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

(総 務 課)

福島県議会告示第二号

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県議会議長 杉 山 純 一

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成十八年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

<p>六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写した物の交付</p>	<p>一枚につき七十円</p>
---	-----------------

様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県議会議長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県議会議長となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

(総務課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付	一枚につき七十円
---	----------

様式第四号中「第28条」を「第29条」に、「第7条の3」を「第7条の4」に改める。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福島県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課（所）	電話番号（ ） -
備考	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県教育委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県教育委員会となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注

- 1 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 2 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定は、平成二十九年五月三十日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている改正前の福島県教育委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、改正後の福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。

(教育総務課)

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

る規則

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付	一枚につき七十円
---	----------

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課(所)	電話番号() -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県教育委員会に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県教育委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考

- 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課(所)へ連絡してください。

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月24日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第4号

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則（平成13年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の項を同表8の項とし、同表6の項中「1から5まで」を「1から6まで」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6 光ディスク（日本工業規格 X 0606及び X 6281）に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複製した物の交付	1枚につき70円
---	----------

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県公安委員会
(福島県警察本部長)



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課（所・署）	電話番号（ ） -
備考	

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県公安委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（所・署）へ連絡してください。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(県民サービス課)

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第5号**福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則**

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の項を同表8の項とし、同表6の項中「1から5まで」を「1から6まで」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6 光ディスク（日本工業規格 X 0606及び X 6281）に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複製した物の交付	1枚につき70円
---	----------

様式第4号中「第28条」を「第29条」に、「第7条の3」を「第7条の4」に改める。
様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島県公安委員会
(福島県警察本部長)

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課（署）	電話番号（ ） -
備考	

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県公安委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード（表面に限る。）、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（署）に連絡してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定は、平成29年5月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出された関係する改正前福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に關する規則様式第4号に於ける個人情報保護に關する規定は、改正後の福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に關する規則様式第4号に於ける個人情報保護に關する規定とする。

(県民サービス課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十七号

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成七年福島県選挙管理委員会告示第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク(日本工業規格X〇六〇六及びX六二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。)に複 写した物の交付	一枚につき七十円
--	----------

様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 年 月 号 日

様

福島県選挙管理委員会
委員長

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
事務担当	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県選挙管理委員会に審査請求をすることができま
す（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経
過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算し
て6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、
福島県選挙管理委員会となります。）提起しなければなりません（なお、そ
の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分
の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分に
ついて1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しな
ければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起
算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま
す。）。

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）
を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務担当へ連絡して
ください。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第十八号

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

正する規程

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県選挙管理委員会告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

<p>六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付</p>	<p>一枚につき七十円</p>
---	-----------------

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福島県選挙管理委員会
委員長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
事務担当	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県選挙管理委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、福島県選挙管理委員会となります。）、「提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務担当へ連絡してください。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

福島県監査委員

福島県監査委員告示第一号

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県監査委員

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

<p>六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付</p>	<p>一枚につき七十円</p>
---	-----------------

様式第四号中「第28条」を「第29条」に、「第7条の3」を「第7条の4」に改める。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号 (第2条関係)

自己情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福島県監査委員 印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
開示の場所	
開示の方法	
担当課	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県監査委員に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県代表監査委員となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人(開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。

附 則

- 1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定は、平成二十九年五月三十日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている改正前の福島県監査委員が取り扱う個人情報保護の規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、改正後の福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。

(監査総務課)

福島県監査委員告示第二号

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県監査委員

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付	一枚につき七十円
---	----------

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

福島県監査委員 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課	電話番号（ ） —
備考	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県監査委員に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県代表監査委員となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。

附 則
この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

(監査総務課)

福島県人事委員会

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第二号

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

<p>六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付</p>	<p>一枚につき七十円</p>
---	-----------------

様式第四号中「第28条」を「第29条」に、「第7条の3」を「第7条の4」に改める。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島県人事委員会
委員長

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
開示の場所	
開示の方法	
担当課	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県人事委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、福島県人事委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定は、平成二十九年五月三十日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている改正前の福島県人事委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、改正後の福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。

(総務審査課)

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第三号

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。
別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八
一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの
再生装置で再生することができるものに限る。）に複
写した物の交付

一枚につき七十円

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島県人事委員会
委員長

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県人事委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、福島県人事委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。

附 則
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(総務審査課)

福島県労働委員会

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県労働委員会

福島県労働委員会規則第一号

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十八年福島県労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

<p>六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二一八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写した物の交付</p>	<p>一枚につき七十円</p>
--	-----------------

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島県労働委員会
会長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課	電話番号 () -
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県労働委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、福島県労働委員会となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(審査調整課)

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県労働委員会

福島県労働委員会規則第二号

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十八年福島県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

<p>六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写した物の交付</p>	<p>一枚につき七十円</p>
---	-----------------

様式第四号中「第28条」を「第29条」に、「第7条の3」を「第7条の4」に改める。様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島県労働委員会
会長

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
開示の場所	
開示の方法	
担当課	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県労働委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、福島県労働委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定は、平成二十九年五月三十日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている改正前の福島県労働委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、改正後の福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。

(審査調整課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県収用委員会

会長 菅 野 昭 弘

福島県収用委員会規則第一号

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付	一枚につき七十円
---	----------

様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県収用委員会
会長

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
事務担当	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県収用委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、福島県収用委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務担当へ連絡してください。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭 弘

福島県収用委員会規則第二号

福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県収用委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付	一枚につき七十円
---	----------

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島県採用委員会
会長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
事務担当	電話番号 () -
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県採用委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、福島県採用委員会となります。）、「提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務担当へ連絡してください。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第一号

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島海区漁業調整委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付	一枚につき七十円
---	----------

様式第四号中「第28条」を「第29条」に、「第7条の3」を「第7条の4」に改める。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島海区漁業調整委員会
会長

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
開示の場所	
開示の方法	
事務担当	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島海区漁業調整委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、福島海区漁業調整委員会となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務担当へ連絡してください。

附 則

- 1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定は、平成二十九年五月三十日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている改正前の福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護の規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、改正後の福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護の規程様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。

福島海区漁業調整委員会告示第二号

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島海区漁業調整委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付	一枚につき七十円
---	----------

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島海区漁業調整委員会
会長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
事務担当	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島海区漁業調整委員会に審査請求をすることができ、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、福島海区漁業調整委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務担当へ連絡してください。

附 則
この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島県内水面漁場管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。
別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

<p>六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付</p>	<p>一枚につき七十円</p>
---	-----------------

様式第四号中「第28条」を「第29条」に、「第7条の3」を「第7条の4」に改める。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

自己情報開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島県内水面漁場管理委員会
会長

印

年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
開示の場所	
開示の方法	
事務担当	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県内水面漁場管理委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、福島県内水面漁場管理委員会となります。）を提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注

- 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務担当へ連絡してください。

附 則

- 1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定は、平成二十九年五月三十日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている改正前の福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、改正後の福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。

福島県内水面漁場管理委員会告示第四号

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県内水面漁場管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中「一から五まで」を「一から六まで」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二二八 一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することができるものに限る。）に複 写した物の交付	一枚につき七十円
---	----------

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島県内水面漁場管理委員会
会長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
事務担当	電話番号 () -
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県内水面漁場管理委員会に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表するものは、福島県内水面漁場管理委員会となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務担当へ連絡してください。

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則